

涌谷町監査委員告示第2号

涌谷町職員措置請求に係る監査勧告事項について、涌谷町長から措置状況について通知があったので、地方自治法第242条第9項の規定により公表する。

平成30年5月30日

涌谷町代表監査委員 遠藤 要之助

涌 総 第 90 号
平成30年5月28日

涌谷町代表監査委員
遠 藤 要之助 殿

涌谷町長 大 橋 信 夫



住民監査請求に係る監査勧告事項の措置状況について（通知）

平成29年11月13日付け涌監第42号で勧告のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

別 紙 の と お り



(別紙)

勧告事項（指摘文書の全文）	措置状況
<p>1 内部統制が機能していないことから、地方自治法等の一部改正による努力義務市町村ではあるが、早期に内部統制に関する方針を策定されたい。</p>	<p>○ 平成29年6月の地方自治法の一部改正により地方公共団体における内部統制が制度化され、市町村においても体制整備をするよう努力義務が課されましたが、法施行が平成32年4月1日とされており、地方公共団体において取り組むべき事項は、今後、省令や制度検討会等で具体的になっていくものと考えておりますことから、法の趣旨を踏まえ内部統制についての研究、検討を行ってまいります。</p> <p>なお、内部統制の方針を策定するまでの間については、全課全班の年間事業計画及び月毎の事業進捗確認を実施することにより、所属長及び班長等が適正な事業の管理を行えるよう措置を講じました。</p>
<p>2 再発を防止する上で有効と認められる方策を提示するとともに、その方策の実施について指導し、その励行状況の確認を行うこととし、再発防止に努めること。</p>	<p>○ 適正な事務執行とチェック機能の強化</p> <p>今回の事務処理は、口頭での業務依頼等が原因であったことから、発注や契約行為、支出状況などの通常の決裁時におけるチェック体制が機能しなかったことが起因となるものです。</p> <p>事務処理に当たっては、財務規則等の法令遵守を徹底させるとともに、修繕、工事等においては施行伺い等の起案時に事業の起工事由や施行内容、見積者数、契約の有無の根拠等を確実に記載させ、他の事務事業においても適正に事務処理を行うよう平成30年4月3日開催の庁議において全課長に周知し、その後5月に事務処理マニュアルを作成し、適正な事務処理を行うよう全職員への周知徹底を図りました。</p>
<p>3 涌谷町財務規則の「できる」規定の拡大解釈について、少額でも上司が確認し施行したことが確認できる書式を検討されたい。</p>	<p>また、庁議において各課の年間業務計画表に基づく月毎の事業進捗を確認することとし、各課におけるチェック体制の適正強化を図ってまいります。</p>

<p>4 措置についての期限は、平成30年2月13日までとし、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、期限までに措置を講じた時はその旨を通知されたい。</p>	<p>○ 期限内に措置を講ずることができなかった理由</p> <p>今回のような不適切な事務処理を二度と繰り返さないよう、職員一人ひとりが共通の認識の下で適正な事務処理を行えるような方策についての検討に時間を要したことから、期限内に措置を講ずることができなかったものです。</p>
--	--

(電子メール施行)

涌 総 第 329号
平成30年5月28日

各 所 属 長 殿

涌 谷 町 副 町 長
(公印省略)

随意契約事務処理マニュアルの活用について (通知)

このことについて、財務規則等の法令遵守及び適正な事務処理の執行を目的として、別紙のとおりマニュアルを作成したので、事務処理にあたっては十分に確認のうえ適正に執行するよう通知します。

【担当】

総務課 総務班 内藤
(内線213)

随意契約事務処理マニュアル

○随意契約の範囲(財務規則第97条の2)

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 設計額 | 130万円未満の工事請負 |
| ② 予算額(概算見積額) | 80万円未満の物品等の購入 |
| ③ 予算額(概算見積額) | 40万円未満の賃貸借 |
| ④ 予算額(概算見積額) | 30万円未満の物件の貸付け |
| ⑤ 予算額(概算見積額) | 50万円未満の修繕・業務委託・役務提供等 |

※上記以外については、指名委員会に諮り入札・随意契約の判断を仰ぐこと。

○事務処理手順

①【起案】施行・業者選定・見積書徴収(財務規則第98条)

・随意契約により施行する場合、**2者以上**の見積書が必要となる。

業者選定は、課内指名委員会で選定するものとする。(課長及び班長等3名以上)

ただし、次に該当する場合は1者からの見積または見積書を徴さないことができる。

※1者からの見積書で施行できる場合(必ず起案に該当理由を記載すること)

- | |
|---|
| ア 機密を要する印刷物の購入契約を締結しようとする場合 |
| イ 災害その他の事由により緊急に必要とする契約を締結しようとする場合 |
| ウ 購入する物品が特殊なためその取扱業者が限定されている場合 |
| エ 地域的特殊事情によりその取扱業者がほかにない場合 |
| オ <u>1件30万円未満の契約において課長等が1人の見積書で適当と認める場合</u> |

※見積書を徴さないことができる場合(必ず起案に該当理由を記載すること)

- | |
|--|
| ア 年度間を通じ同一単価で提供することを内容とする契約(単価契約)を締結している場合 |
| イ 法令により価格又は料金に統制の定めがある場合 |
| ウ 新聞、官報、図書、定期刊行物及び法規集の追録を購入する場合 |
| エ 国又は他の地方公共団体と契約を締結する場合 |

②【起案】見積徴収結果及び見積業者への決定・不決定通知

・「見積顛末書」及び「決定・不決定通知書(案)」を添付すること。

③【起案】契約締結伺い・契約締結報告(財務規則第100条)

・次に該当する場合については、契約書作成を省略することができる。

- | |
|--|
| ア 契約の金額が30万円を超えないとき |
| イ せり売りに付するとき |
| ウ 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき |

※上記に該当し、契約書・請書を省略した場合については、見積決定通知の際、期間、場所、金額等を明記した「発注書」により通知すること。

なお、契約を締結した場合は、契約締結日に支出負担行為を行うこと。

④【調書作成】検査および検査結果の調書作成(財務規則第111条)

・契約の相手が履行又は給付(目的物を引き渡す行為)等を完了したとき、若しくは部分払をするときは、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、給付の内容・数量等について検査を行うほか、必要に応じ破壊若しくは分解又は試験をして検査を行い、検査の結果について調書を作成し、課長等に提出すること。

※契約書の作成を省略したもの及び施設管理に係る業務等で複数回支払う必要のあるものについては、関係書類(請求書等)に検査済の認印をすることにより検査結果調書の作成を省略することができる。
--

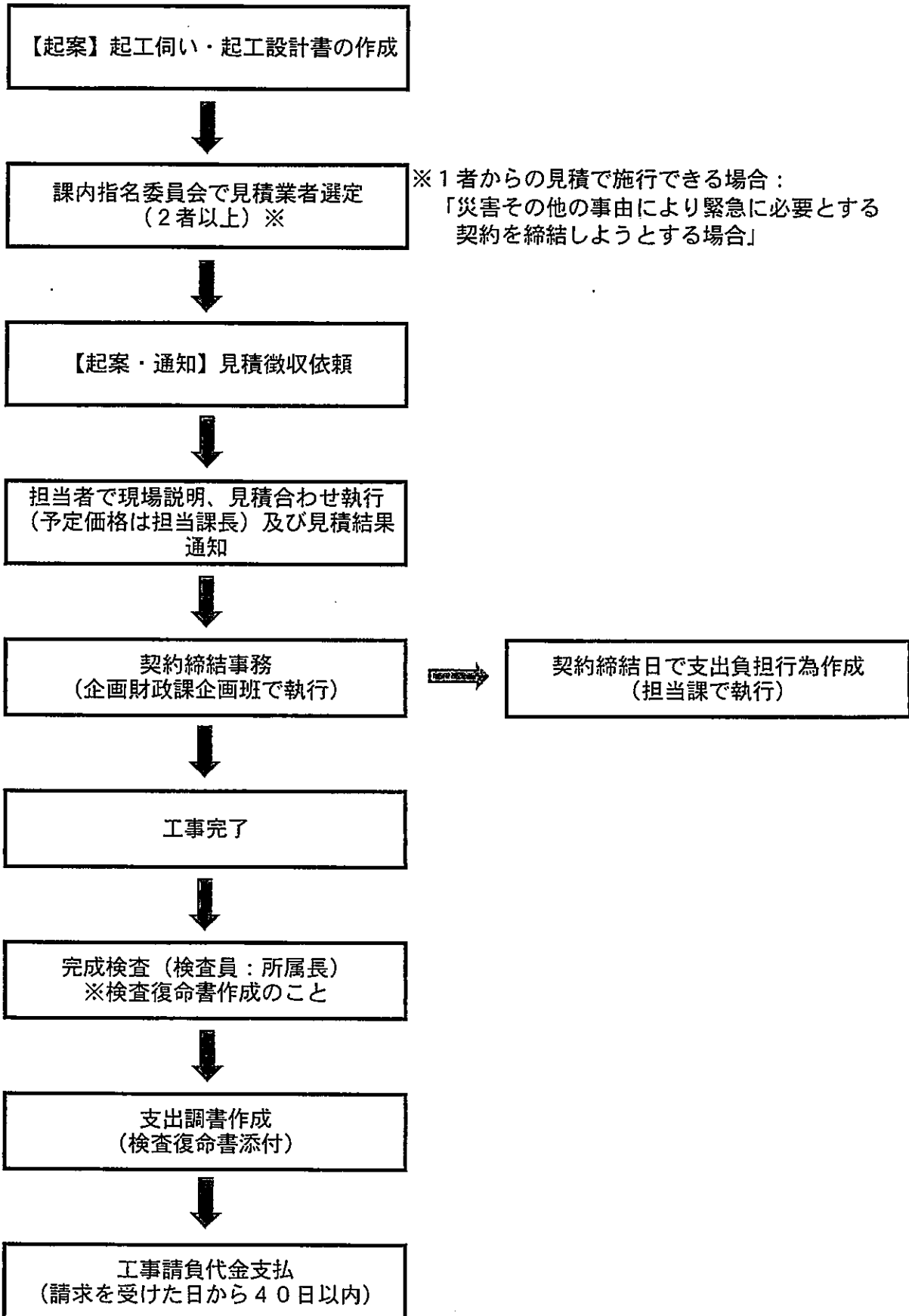
⑤【支出調書作成】支払い(支払遅延防止法第6条)

・業者から請求書を受領した場合は、速やかに支出命令調書(契約締結を省略したものについては「支出負担行為兼支出命令調書」)を作成し、次の期間内に支払うこと。

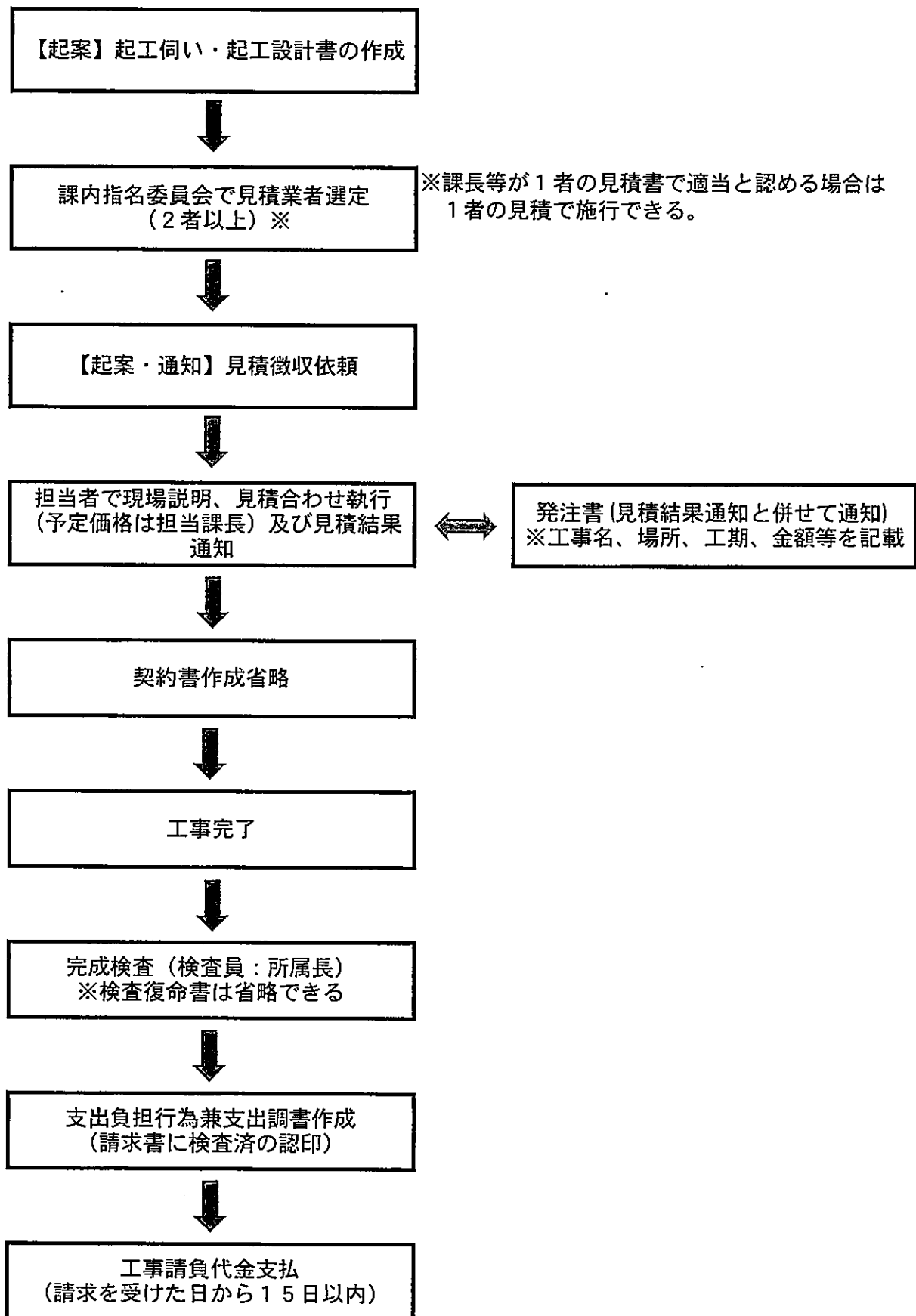
ア 工事請負	支払請求を受けた日から40日以内
イ 工事請負以外	30日以内
ウ 契約書を省略したもの (兼票で作成したもの)	15日以内

○施行フロー図

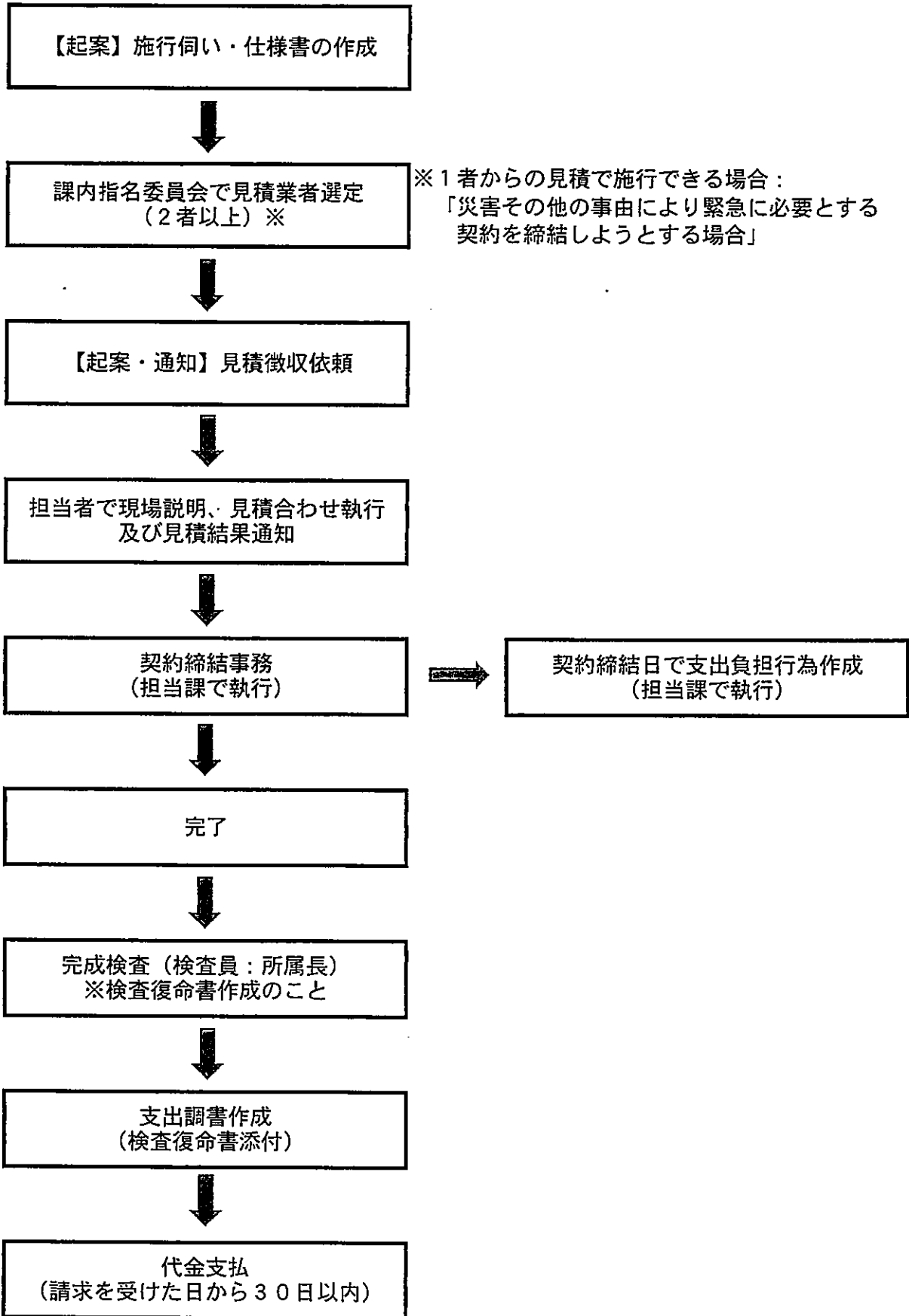
1. 工事請負（設計額：30万円以上130万円未満）



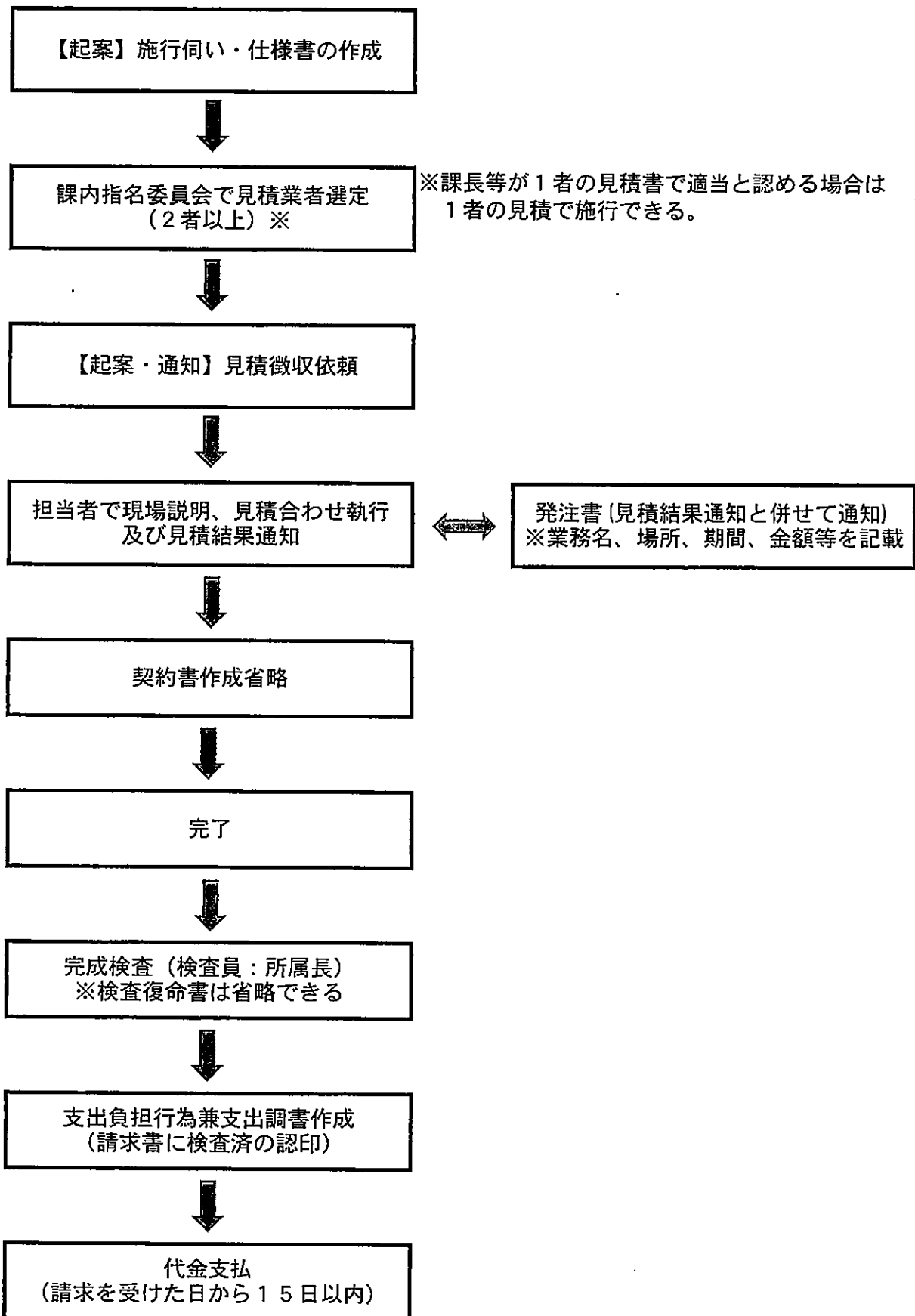
2. 工事請負（設計額：30万円未満）



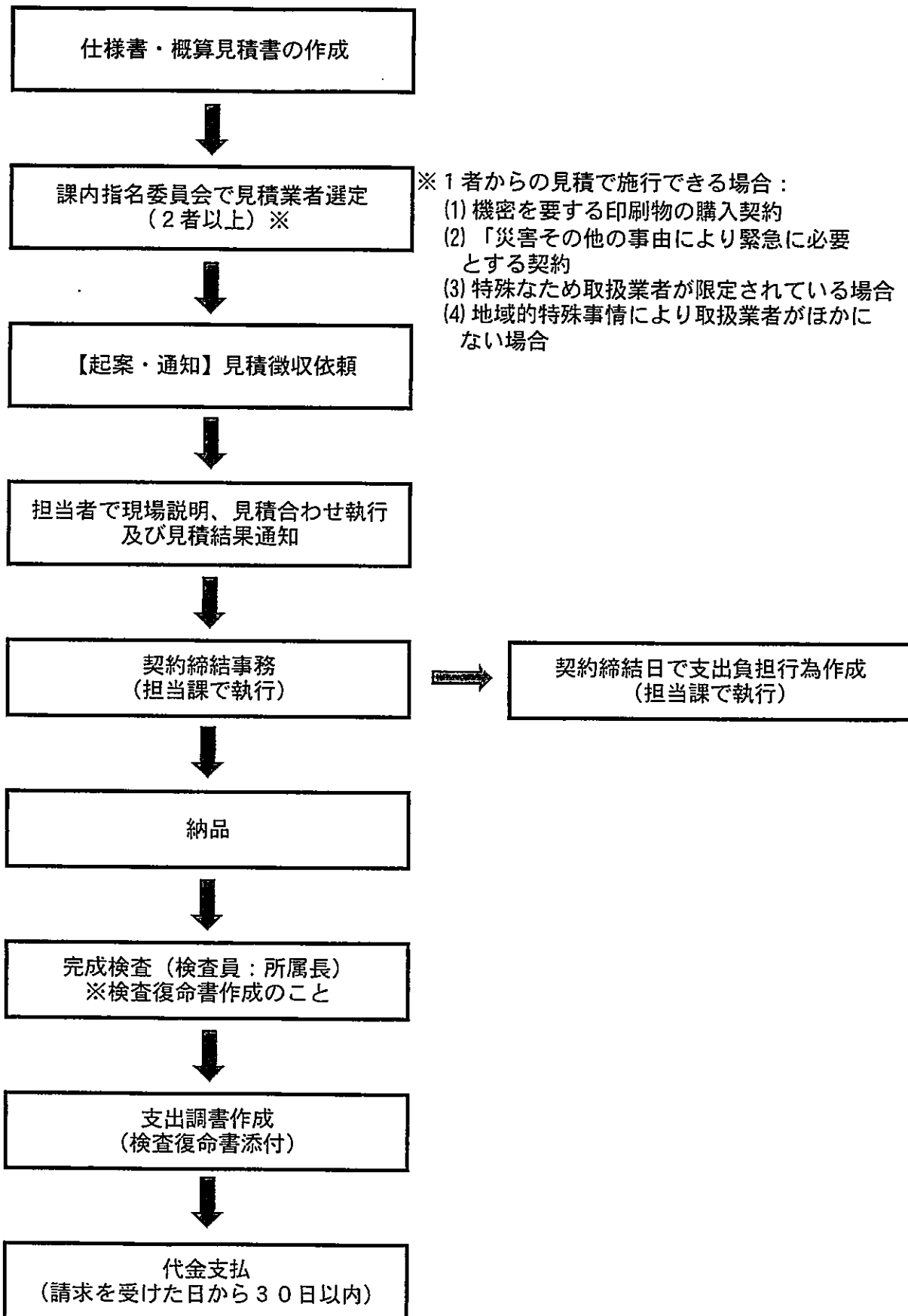
3. 業務・修繕・役務等（概算見積額：30万円以上50万円未満）



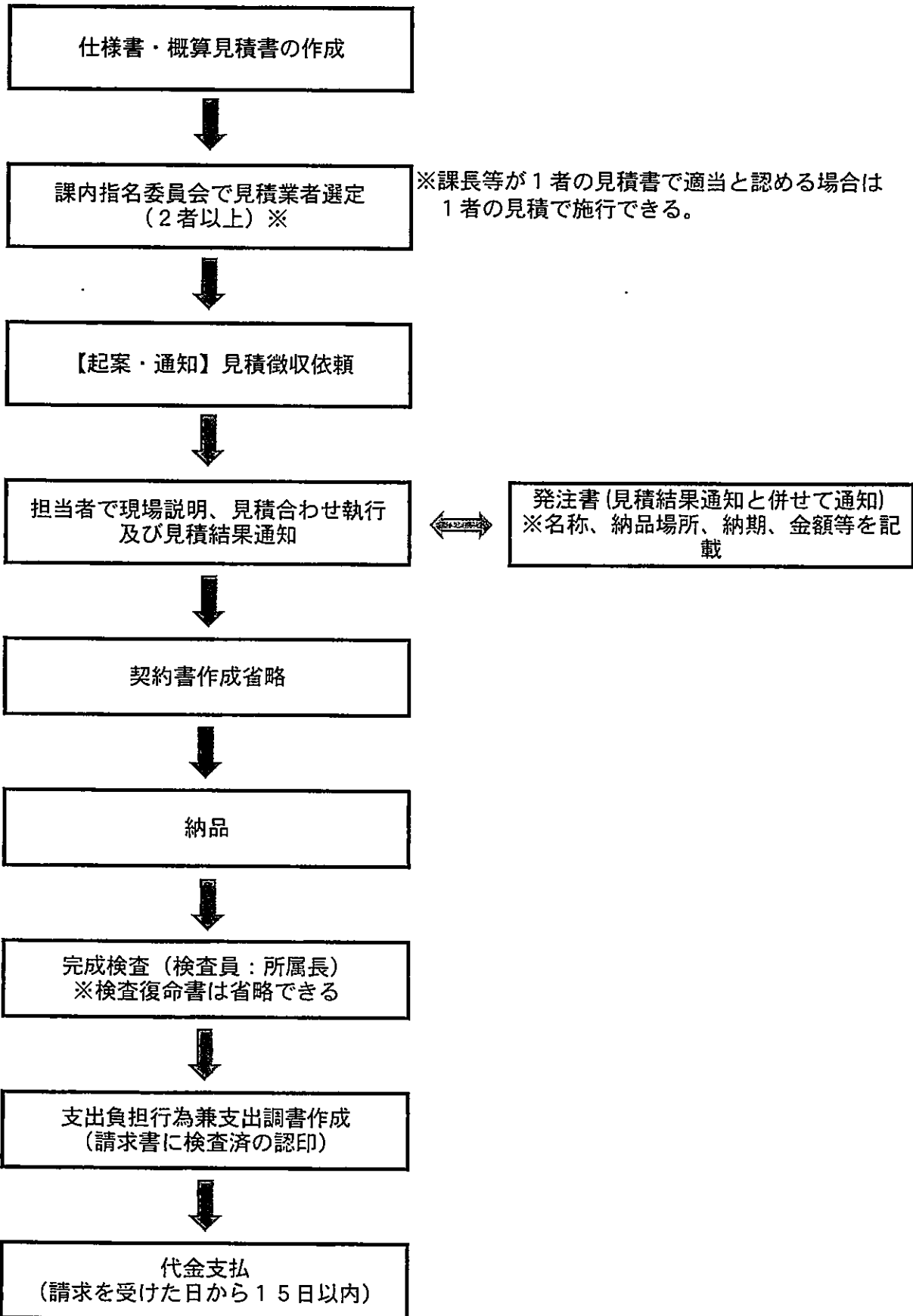
4. 業務・修繕・役務等（概算見積額：30万円未満）



5. 物品購入（概算見積額：30万円以上80万円未満）



6. 物品購入（概算見積額：30万円未満）



発注書（例）

涌 ○ 第 号
平成30年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 △△ 殿

涌谷町長 大橋 信夫

発 注 書

平成30年〇月〇日見積合わせを行った下記工事（業務・備品購入等）について、下記のとおり発注します。

記

- 1 工事（業務・備品購入等）名 平成30年度〇〇△△工事
- 2 施工（納品）場所 涌谷町〇〇地内
- 3 工期（納期） 平成30年〇月〇日から平成30年〇月〇日まで
- 4 請負（購入）金額 108,000円（うち消費税及び地方消費税 8000円）
- 5 契約書 省略（請負金額30万円未満のため）
- 6 担当者 〇〇課 △△班 主任 〇〇 〇〇